

令和6年度 浦安市立美浜南小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本方針

(1) 基本理念

いじめはいじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、児童の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の児童の問題ではなく、どの学級、どの児童にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、児童自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、未来に向かって夢を持ち、豊かに生きる子どもたちを育てていく。

(2) 学校及び職員の責務

- ① いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員一人ひとりが、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない¹学校運営・²学級経営等に努める。
- ② いじめの兆候を把握した際は、迅速に学校全体で対応するとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携と適切な対応を図る。
- ③ 本基本方針については、児童や保護者等に周知を図るとともに、年度毎に対策等を見直し、学校・家庭・地域が連携・協力していじめ問題の防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめについて

① 定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

ア個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

イ具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団で無視をされる。
- ・ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

¹ 国が定めた方針に即し、日々の教育活動を行うこと。

² 担当が、自主性・自律性をもって主体的に目標を策定し、教育活動を行うこと。

② いじめを認知

- ア ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- イ いじめであるかどうかの判断は、学校が設置するいじめを認知する組織を活用し、組織的に行う。
- ウ けんかは双方向のいじめであるという考えのもと、背景にある事情の調査を行い、見えないところで被害が発生していないか見極める。

③ いじめの理解

- ア いじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも起こりうる。
- イ いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら、被害も加害も経験する。
- ウ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- エ いじめの加害者・被害者だけでなく、「観衆」として囃し立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払うことが、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成するために必要である。

④ いじめの解消についての判断

- ア 児童同士の謝罪をもって安易に解消とはしない。
- イ いじめが「解消している」状態については、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の要件が満たされている場合とする。
- ウ 判断する時点については「いじめに係る行為が止んでいる」状態が相当の期間継続していることが必要である。(相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする)

(2) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

ア いじめについての共通理解

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について生徒指導会議で積極的に取り上げ、平素から共通理解を図る。児童に指導すると決めたことは、全学級で同時に指導する。
- ・各教員は、児童に接する場面で、相手を傷つける言動があれば適宜指導し、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ルールやマナーの意義を理解させ、規律のある学習態度・生活態度を身につけるよう努める。
- ・一人一人が認められ居場所のある学級経営に努める。
- ・様々な人と関わる活動（全校遠足、フレンドリータイム、異学年交流、園児との交流など）により、他人の気持ちを共感的に理解できる情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・自他の意見の相違があっても建設的に調整し、解決していける力、自分の言動が相手や周りにもどのような影響を及ぼすかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。

ウ 自己有用感や自信を育む

- ・児童が他者の役に立っていると感じ取れる機会の設定に努める。

(全校遠足等 縦割り活動の工夫・委員会活動・学級の係活動・上記の「人と関わる活動」など)
また、日々の教育活動において、児童が「自分で出来た」という達成感を味わえる指導に努める。

エ 児童の発達段階に応じて、主体的にいじめをなくしていこうとする心情を育てる

- ・児童がいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。
(いじめをなくす・おこさないための話し合いなどを各学級で)

オ 指導上の注意

- ・ストレスを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

イ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

ウ ささいな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○日常的な観察

- ・休み時間や放課後などの児童の様子に目を配り、交友関係や悩みの把握に努める。

○教育相談の充実

- ・個人面談の機会を活用する。
- ・教育相談週間（こころのアンケート調査の時期）の設定などにより、悩みを聞く機会を設ける。

○相談窓口の周知

- ・保健室やおひさまルーム（SLC）の利用、電話・チャット相談窓口（※「浦安市いじめ110番」「ハートネット千葉」を含む）について周知する。

○アンケートによる調査（年4回／実施時期6月・9月・12月・1月）

- ・生活全般やいじめに関するアンケート（心のアンケート）を定期的実施し、安心していじめを訴えられるようにするとともに、一人ひとりの状況の把握に努める。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

ア ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、被害児童の保護者や警察などと連携を取ったうえで証拠の保全、または直ちに削除する等の措置をとる。

イ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応として、児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図るとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処することができるよう、児童及びその保護者に対して、必要な啓発活動を行う。

(3) 組織

いじめの防止等を行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

① 組織の役割

- ア 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- エ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を、組織的に実施する。
- オ いじめによる重大事態に係る事実関係の調査を行う組織となる。

② 組織の構成

- ア 学校基本方針等の策定 ①のア

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任

- イ 日常的な業務についての協議 ①のイウ

教頭、生徒指導主任、養護教諭、S L C

- ウ いじめの疑いに係る情報があつた時の緊急会議 ①のエ

**校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学年主任、養護教諭、S L C、担任
(当該いじめ事案に係る職員が加わる。)**

- エ いじめによる重大事態に係る会議 ①のオ

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学年主任、養護教諭、S L C、担任
必要に応じて、心理・福祉などの専門家、弁護士・医師などの外部専門家などが加わる

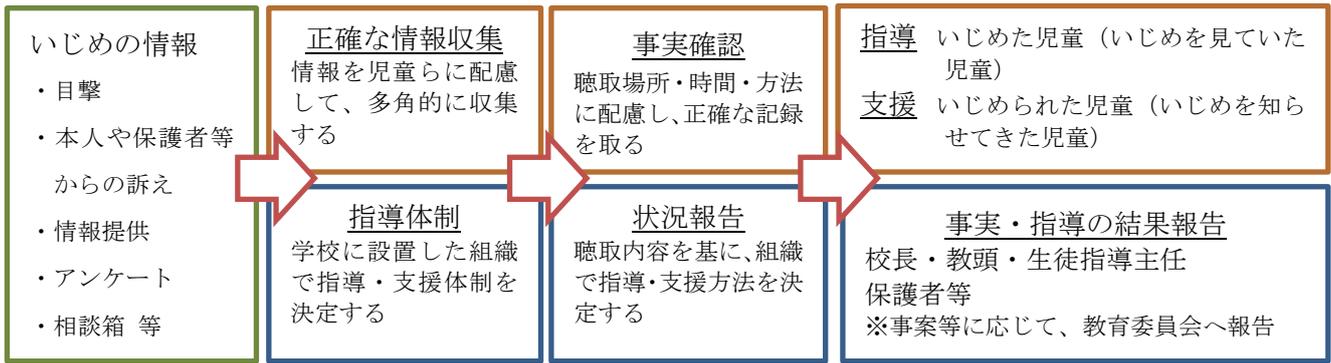
③ いじめに対する措置

- ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

④ いじめを発見・通報を受けたときの対応

- ア 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から訴えがあつた場合には、真摯に傾聴する。
- イ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの的確に関わりをもつ。
- ウ 発見、通報を受けた教員は抱え込まず、学校における「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を伝える。当該組織が中心となり、速やかに関係児童から聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- エ 事実確認及び指導の結果を当該組織に報告する。組織の指示を待って被害・加害児童の保護者に連絡し、今後の学校との連携方法について話し合う。
- オ いじめに係る情報があつた場合、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を、組織的に実施する。

⑤ 組織的ないじめ対応の流れ



⑥ 児童への指導・支援及び対応

ア いじめられた児童・いじめを知らせてきた児童への対応

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ・指導後に再びいじめが行われていないか、定期的に声掛けや観察などをし、児童の様子や変化等に留意し、継続的に支援する。

イ いじめた児童への対応

- ・いじめた児童には、いじめが人格を傷つける行為であることを理解させ、その責任の重さを自覚させる。
- ・いじめた児童には、ストレスに適切に対処できる力の育成に努める。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・必要に応じていじめた児童を別室において指導するなどし、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ウ いじめを見ていた児童への対応

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、大人への相談や通報は適切な行為であり、いじめを止めることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあったとき

- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあったとき

※ 一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

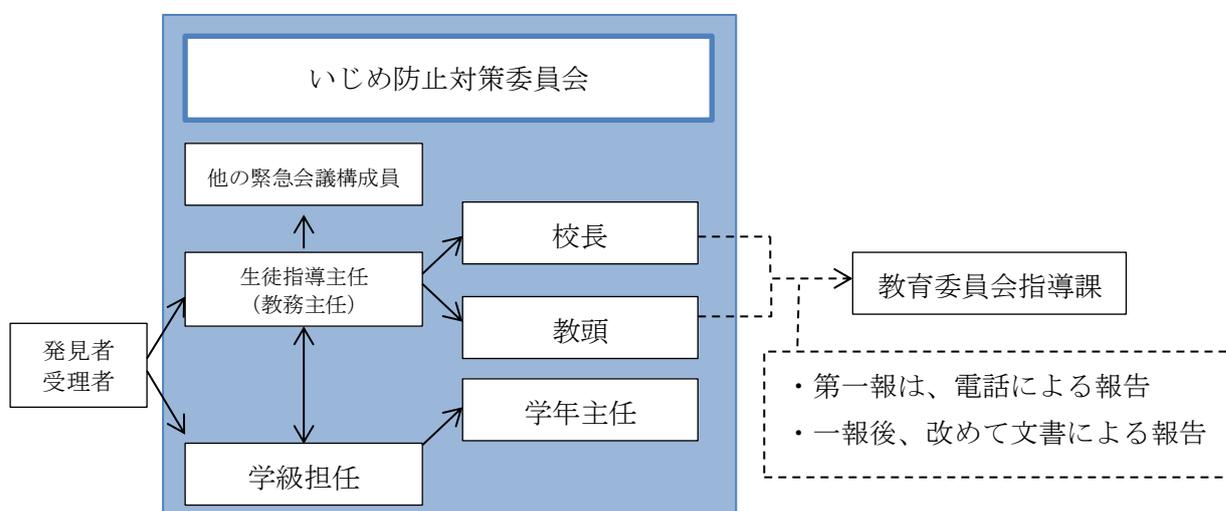
③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

※ その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 対処手順

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、重大事態の調査組織を設置する。
- ③ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、適切な支援を図る。
- ⑤ 調査結果を教育委員会指導課に報告する。

(3) 重大事態発生時の連絡体制図



4 学校評価における留意事項

いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促されるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- (1) いじめの未然防止や早期発見に係る取り組みに関すること。
- (2) いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等に関すること。

5 その他

いじめの防止等のための研修

- ・ 生徒指導会議等の場で児童の状況を報告し、対応の仕方について共通理解を図る。
- ・ 職員のカウンセリング能力等の向上やいじめの未然防止・早期発見に関する校内研修を行う。